

広島県告示第八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域〔平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。〕に係るもの〔国有林に係るものを除く。〕に限る。〕で定めるところによる。

平成七年十二月六日農林省告示第九百三十五号（二に係るものに限る。）、昭和六十七年八月十二日農林水産省告示第四百四十五号（一に係るものに限る。）、平成七年三月八日農林水産省告示第三百七十二号（三に係るものに限る。）、平成四年十二月十日農林水産省告示第二百八十七号

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに関係市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）